



東光監査法人

TOKOニュースレター

Vol. 121/2021年1月号

発行日：2021年1月27日

謹んで新年のお慶び申し上げます。

東光監査法人ニュースレターの読者の皆様には、日頃から弊社の活動にご理解とご支援を賜り、厚く御礼を申し上げます。

昨年は、世界的に広がった新型コロナウイルス感染症の影響で経済活動はもとより日常生活まで様変わり致しました。毎月お送りするニュースレターにも、新型コロナウイルス感染症に関する話題が多く取り上げられ、その影響の大きさを実感して頂いたと思います。

さて、今年も1月7日に政府による緊急事態宣言が発令されております。しかし我々は一年近く新しい常態いわゆるニューノーマルの環境に置かれていたため、適切な対処方法も徐々に発見され、昨年のような混乱が回避される一年になると思います。

我々監査現場においては、従来では考えられなかったリモートワークを活用した新たな監査スタイルが採用され始めています。日本公認会計士協会は、昨年12月25日にリモートワーク対応第1号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項」及び同2号「リモート棚卸立会の留意事項」を公表しました。監査は、以前より現場に赴いて現物を実際に見て現実を理解する「三現主義」が監査品質を担保する源でした。リモートワークは、デジタル化したデータが証憑資料として利用するため、監査品質をどのように担保するのかが大きなテーマとなります。リモートワーク対応第1号及び第2号は、リモートワーク監査で新たに想定されるリスクやそれらリスクへの対応についての留意事項が示されており、今後も進化したデジタル技術に対応した監査手法の開発が進むことになるでしょう。

我々公認会計士は、日々変化するデジタル技術に適時適切に対応しなければいけません。今年も弊社は、市場の要請に応えつつクライアントへの監査パフォーマンスを最大限にするように監査品質を重視しながら新しい監査手法に果敢に挑戦していきます。

末筆ながら、東光監査法人の活動に変わらぬご理解、ご支援をお願い申し上げますとともに、皆様の益々のご健勝とご発展を心から祈念申し上げ、新年のご挨拶とさせていただきます。

2021（令和3）年1月吉日

東光監査法人

包括代表社員 佐藤 明充

I. 最新情報（2020年12月1日～2020年12月31日）

1. 業種別委員会

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 12月24日	公 開 草案	業種別委員会実務 指針第54号「金 融商品取引業者に おける顧客資産の 分別管理の法令遵 守に関する保証業 務に関する実務指 針」の改正につい て」（公開草案）の 公表について	日本公認会計士協会（業種別委員会）では、金融商品取引法の改正等を受けて、業種別委員会実務指針第54号「金融商品取引業者における顧客資産の分別管理の法令遵守に関する保証業務に関する実務指針」の見直しを行い、一通りの検討を終えたため、公開草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	—

2. IFRS 関係（会計制度委員会）

特になし

3. 学校法人会計（学校法人委員会）

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年 12月17日	研 究 報告	学校法人委員会研 究報告第24号「私 立学校振興助成法 監査における監査 人の独立性チェッ クリスト」の改正 について	日本公認会計士協会（学校法人委員会）は、2020年11月19日に開催された常務理事会の承認を受けて、学校法人委員会研究報告第24号「私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト」を改正し、公表いたしましたので、お知らせします。 2020年4月9日に倫理委員会研究報告第1号「監査人の独立性チェックリスト」が改正されました。 これを踏まえて、学校法人委員会研究報告第24号「私立学校振興助成法監査における監査人の独立性チェックリスト」を見直し、倫理委員会研究報告第1号に適合する形で用語等の修正を行いました。	—

4. 非営利・公会計（非営利法人委員会、公会計委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020 年 12 月 25 日	委 員 会 報 告	「国立大学法人 会計基準」及び「国 立大学法人会計基 準注解」に関する 実務指針」の一部 改訂について	文部科学省及び日本公認会計士協会は、国立大学法人会計基準の 実務上の留意点を定める「国立大学法人会計基準」及び「国立 大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（以下「実務指針」 という。）を改訂いたしましたのでお知らせいたします。 2019 年 5 月に国立大学法人法が改正され、一国立大学法人の 下に複数大学を設置することが可能になりました。これに伴い、 国立大学法人等の財務状況をより適切に開示する観点から、実務 指針の見直しを行ったものです。	令和 2 事業年度 から適用

5. IT 関係（IT 委員会）

CPA 協会 HP 掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020 年 12 月 25 日	公 開 草 案	「保証業務実務指 針 3850「情報セ キュリティ等に関 する受託業務の Trust に係る内部 統制の保証報告書 に関する実務指 針」及び IT 委員 会研究報告「保証 業務実務指針 3850「情報セキ ュリティ等に関す る受託業務の Trust に係る内部 統制の保証報告書 に関する実務指 針」に係る Q &	日本公認会計士協会（IT 委員会）では、昨今、情報セキュリ ティ等に係る信頼性付与のニーズが高まっていることを受けて、広 く情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統 制を対象とした保証業務の提供が可能となるように、Trust Service Criteria の適用を前提とした保証業務実務指針 3852 「受託業務のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ、機 密保持及びプライバシーに係る内部統制の保証報告書」（2019 年 11 月 6 日最終改正）及び IT 委員会実務指針第 2 号「Trust サービスに係る実務指針（中間報告）」に代わる実務指針及びそ の Q & A の起草を進めて参りました。 このたび、Trust Service Criteria 以外の規準を適用した場合 に限らず、広く情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制を対象とした保証業務を行うための実務指針及 び研究報告として、新たに「保証業務実務指針 3850「情報セキ ュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の保証報 告書に関する実務指針」及び IT 委員会研究報告「保証業務実務 指針 3850「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に	—

		A」(公開草案)の公表について	係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」に係るQ&A」の取りまとめを終えたため、草案として公表し、広く意見を求めることといたしました。	
--	--	-----------------	--	--

6. その他(会計制度委員会等)

CPA協会 HP掲載日	種類	タイトル	内 容	適用時期等
2020年12月1日	その他協会案件	IFRS財団「サステナビリティ報告に関する市中協議文書」に対するIFRS対応方針協議会からのコメント提出について	このたび、日本公認会計士協会が構成メンバーとして参画するIFRS対応方針協議会※は、IFRS財団が9月30日に公表した「サステナビリティ報告に関する市中協議文書」に対してコメントを提出いたしました。	—
2020年12月24日	意見	IFRS財団 市中協議文書「サステナビリティ報告」に対するコメントについて	2020年9月30日にIFRS財団評議員会から、サステナビリティ報告に関する市中協議文書が公表され、広く意見が求められました。 日本公認会計士協会(会計制度委員会)では、当該市中協議文書に対するコメントを取りまとめ、2020年12月24日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	—
2020年12月25日	お知らせ	リモートワーク対応第1号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項～監査人のウェブサイトによる方式について～」	日本公認会計士協会はリモートワーク環境下における決算・監査上の対応として、リモートワーク対応第1号「電子的媒体又は経路による確認に関する監査上の留意事項～監査人のウェブサイトによる方式について～」について取りまとめ、本日、公表いたしました。	
2020年12月25日	お知らせ	リモートワーク対応第2号「リモート棚卸立会の留意事項」	日本公認会計士協会は、リモートワーク環境下における決算・監査上の対応として、リモートワーク対応第2号「リモート棚卸立会の留意事項」について取りまとめ、本日、公表いたしました。	
2020年12月28日	意見	IASB ディスカッション・ペーパー「企業結合—開	2020年3月19日に国際会計基準審議会(IASB)から、ディスカッション・ペーパー「企業結合—開	

		示、のれん及び減損」に対する意見について	日本公認会計士協会（会計制度委員会）では、当該ディスカッション・ペーパーに対するコメントを取りまとめ、2020年12月10日付けで提出いたしましたのでお知らせいたします。	
--	--	----------------------	---	--

II. 連絡広場

ワンポイントメッセージ

国際会計士倫理基準審議会（IESBA）は、2020年1月21日付けでIESBA倫理規程の改訂に関する公開草案（非保証業務及び報酬）を公表しました。

本公開草案は、IESBA倫理規程における非保証業務及び報酬に関する独立性規定を強化するものであり、主に、以下の事項について提案されています。

●非保証業務

- ・自己レビューの阻害要因が生じる場合、PIE（Public Interest Entity：大会社等）である監査関与先に非保証業務を提供することを禁止
- ・非保証業務の許容性を判断する際に重要性が考慮される状況を限定
- ・統治責任者とのコミュニケーションに関する規定を強化（監査関与先がPIEである場合における統治責任者による非保証業務の事前承認に関する規定を含む。）
- ・特定の税務及びコーポレートファイナンスに関する助言など、一部の非保証業務の提供に関する規定を強化

●報酬

- ・監査報酬の金額が、監査関与先に対する監査以外の業務の提供によって影響を受けることを禁止
- ・PIEである監査関与先に対する報酬の依存が特定の期間を超えて継続した場合、監査人を辞めることを要求
- ・統治責任者及び社会一般が監査人の独立性を判断するのに役立つ、報酬関連情報のコミュニケーション

現在でも報酬依存度が高い場合にはセーフティガードの適用が求められていますが、IESBAの公開草案は

①2年連続で15%を超えた場合の「情報公開」

②5年連続で15%を超えた場合の「監査人の辞任」

を要請しているとのことです。

感覚的に、中小監査法人においてはメインクライアント1社で高額な監査報酬を得ていることは多いと思われます。この改正が導入された場合、合併などにより報酬依存度を下げるなど生き残りをかけた業界再編の動きが出てきそうです。

以上

【発行元】

東光監査法人 ナレッジチーム

〒102-0072

東京都千代田区飯田橋 3-7-4 彩風館6F

Tel:03-6904-2702 Fax:03-6904-2703